

子ども家庭支援センターすこやか
〒182-0022 国領町3-1-38 ココスクエア2階
☎481-7733 (午前9時~午後5時) 専用☎あり

令和3年度下半期(10~3月)のトワイライトステイ事業利用会員登録申請

就業などで保護者の帰宅が恒常的に遅い場合に、平日の午後5時から10時まで、子どもを預かります。

市内在住の1歳6カ月~小学6年生

各日16人

申請書(すこやか窓口で配布、またはすこやかから印刷可)を7月15日(木)~8月15日(日)に直接すこやかへ

小児科医による健康相談

7月20日(火)午前10時30分~11時30分

貫井清孝(すこやか協力医)

申し込み順5人

電話または直接すこやかへ

治療行為は行いません

すこやか なつまつり

8月4日(水)・5日(木)

午前10時30分~11時30分、午後2時~3時

市内在住の子どもと保護者

各回20組程度(多数抽選)

7月6日(火)午前9時~12日(月)午後5時に、Eメール(件名に「なつまつり参加希望」、本文に住所(町名まで)、参加者全員の氏名(ふりがな)、参加人数、子どもの年齢(月齢)・性別、電話番号、参加可能日程(複数日可能な場合は優先順位も)を明記)、電話、または直接すこやか(yoyaku@jigyodan-chofu.com)へ

オンラインココロパング(全2回)

8月12日(木)・26日(木)

午前10時~10時40分

市内在住で令和2年8月1日~令和3年5月12日生まれた子どもと保護者

親子遊び、おしゃべりタイムなど

6組程度(多数抽選)

7月6日(火)午前9時~12日(月)午後5時\*申し込み詳細はすこやか参照

オンライン(Zoom)で実施。7月22日(祝)以降に申込者全員に抽選結果を送信



精神障害者家族の情報交換・相談会

7月10日(土)・24日(土)

午後1時30分~3時30分

こころの健康支援センター

事前に電話で精神障害者家族会かささぎ会・江頭☎483-3958へ(障害福祉課)

認知症サポーターフォローアップ体験「認知症デイサービス見学会」

7月28日(水)午前11時~11時30分

国領高齢者在宅サービスセンター

(国領町3-8-1)

市内在住・在勤・在学の認知症サポーター養成講座修了者

申し込み順4人

無料

電話で(公財)調布ゆうあい福祉公社

☎481-7711へ

介護予防教室

「知って安心!認知症予防のお話」

7月29日(木)午前10時~11時30分 8月4日(水)午後2時~3時30分

文化会館たづくり10階1001会議室 9階研修室

①お口から見た認知症予防~やってみようお口の認知症予防体操・大橋三宏(東京リハビリ訪問看護ステーション言語聴覚士) ②食事と運動で認知機能を鍛えよう~やってみよう認知症予防体操・塩田奈々子(日本調剤薬局薬剤師)、勝間千智(日本調剤薬局管理栄養士)、森田 深(えん訪問看護リハビリテーション調布理学療法士)

各日申し込み順20人

7月5日(月)から地域包括支援センターちょうふ花園☎484-2285へ(高齢者支援室)

パソコン、スマホ、タブレットなんでも個別相談会(第2回)



7月30日(金)

午後1時~2時、2時15分~3時15分、3時30分~4時30分

市内在住の障害や疾患のある方と家族

各回2人(初参加優先。多数抽選)

500円

相談したい機器\*申込時に確認

7月6日(火)~20日(水)に直接またはFAX・電話でドルチェ(総合福祉センター4階)☎490-6675・☎444-6606へ(社会福祉協議会)

介護のおしごと入門講座~高齢者家事援助編~

調布市高齢者家事援助ヘルパー養成研修

高齢者宅を訪問し、家事援助のみをサービス提供するヘルパーとして働く資格を取得できます。

8月2日(月)~11日(水)(7日(土)・8日(日)・9日(月)を除く)

こころの健康支援センター別館2階研修室

市内在住の方

申し込み順16人

無料

申込書(福祉人材育成センター、総合福祉センター、市民活動支援センターで配布または福祉人材育成センター(右のQRコードからアクセス可)から印刷可)を7月28日(水)までに福祉人材育成センター☎452-8180へ本人が持参。代理人申し込みの場合は委任状が必要\*健康保険証・運転免許証などで本人確認(社会福祉協議会)



簡単 10の筋カトレーニング講座

日常生活動作に応じた筋肉を鍛えます。

8月5日(木)午前10時~11時30分

文化会館たづくり12階大会議場

65歳以上の市民で要介護の認定を受けていない方。医師から運動制限を受けている方は医師に相談後受講

申し込み順40人

無料 飲み物、タオル

7月6日(火)から電話で高齢者支援室☎481-7150へ

後期高齢者医療被保険者証(保険証)、減額認定証、限度額認定証

7月下旬に発送

保険年金課 ☎481-7148

8月1日(日)から使用する新しい保険証、限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、「減額認定証」)、限度額適用認定証(以下、「限度額認定証」)を発送します。

保険証(オレンジ色・カードサイズ)

負担割合が変わる方に、簡易書留で送付します。\*住所と実際の送付先が異なる場合は要問い合わせ

減額認定証(白色)

対象は世帯全員が住民税非課税の方です。今までに申請したことがあり、令和3年度も該当する方に送付します。医療機関の窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額(右表)が適用され、入院時の食費も減額されます。

限度額認定証(白色)

対象は3割負担の方のうち、世帯の被保険者全員が住民税課税所得690万円未満の方です。今までに申請したことがあり、令和3年度も該当する方に送付します。医療機関の窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額(右表)が適用されます。

現在使用中の保険証、減額認定証、限度額認定証の返却

8月2日(月)以降に、保険年金課(市役所2階)または神代出張所に返却(郵送可)してください。\*7月中は現在お使いの保険証、減額認定証、限度額認定証が必要です

医療費の自己負担限度額

Table with columns: 負担割合, 負担区分, 外来(個人ごと)の限度額, 外来+入院(世帯ごと)の限度額. Rows include 3割負担 and 1割負担 categories with specific income and medical cost thresholds.

注1) 多数回該当: 12カ月間に4回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の限度額。1割負担の方は「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含まない
注2) 「区分II」は、世帯全員が住民税非課税である方のうち、区分Iに該当しない方
注3) 「区分I」は、世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入の控除額は80万円、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算)、または高齢福祉年金受給者

児童虐待の「早期発見」は、子どもと保護者を必要な援助につなげるための第一歩です

虐待されている子どもや、その保護者は援助が必要です。虐待が疑われる行為を発見した場合はご連絡ください。なお、連絡した方の個人情報は守られます。☎午前9時~午後5時(第3土曜日とその翌日、年末年始を除く) ☎子ども家庭支援センターすこやか☎0120-087-358(子ども政策課)